

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2014-1	指定年月日・指定番号	平成26年4月30日 形-9号	所在地	地番：長崎市新地町84番1の一部	
調製・訂正年月日	平成26年4月30日調製、平成26年6月16日訂正、平成26年7月18日訂正、平成26年12月18日訂正、平成27年1月13日訂正、平成27年2月2日訂正、平成27年11月2日訂正、平成28年6月1日訂正、平成28年9月21日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	病院が立地する土地				面積	2002.181㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨						
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				病院が立地する土地において土壤汚染のおそれがあると思われる区域を土壤汚染対策法に定める方法(単位区画66区画及び30m格子12区画を選定、30m格子の内1区画において単位区画9区画を追完)で調査したところ、16の単位区画において水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について土壤溶出量基準を超過したもの。		
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				汚染土壤を掘削除去するとともに、現場での対策措置の円滑化と土地の形質の変更の円滑化を目的として、一部の汚染土壤の原位置封じ込めを行った。		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨				区域の一部は第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）		
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成26年4月23日	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <input type="checkbox"/> 溶出量基準・第二溶出量基準		公益社団法人長崎県食品衛生協会環境科学試験所
	平成26年6月13日	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <input type="checkbox"/> 溶出量基準・ <input type="checkbox"/> 第二溶出量基準		公益社団法人長崎県食品衛生協会環境科学試験所
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	平成26年8月1日	平成27年10月31日	掘削及び埋め戻し	長崎ホスピタルパートナーズ(株)	<input type="checkbox"/> 有・無	溶融及び埋立
	平成27年11月16日	平成28年4月30日	掘削及び埋め戻し	大成・西海・三基・松栄特定建設工事共同企業体	<input type="checkbox"/> 有・無	溶融及び埋立

